

平成 30 年

第 3 回大阪広域水道企業団議会
(11 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 2 号議案)

(第 1 号報告～第 4 号報告)

目 次

第 1 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剩余金処分の件 ······ 1
第 2 号議案	平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剩余金処分の件 ······ 2
第 1 号報告	平成 29 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件 ······ 3
第 2 号報告	平成 29 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件 ······ 4
第 3 号報告	平成 29 年度決算に基づく資金不足比率報告の件 ······ 5
第 4 号報告	債権放棄報告の件 ······ 6

第1号議案

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成29年度の大阪広域水道企業団水道事業のうち、水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金797,303,305円について、641,998,725円を減債積立金に、155,304,580円を水道事業統合促進積立金に積み立て、市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金830,306,826円のうち632,955,719円について、397,621,806円を減債積立金に、59,400,137円を建設改良積立金に積み立て、175,933,776円を資本金に組み入れる。

平成30年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第2号議案

平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金
処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、
平成29年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業に係る未処分利益剰余
金4,183,626,823円について、1,999,249,086円を建設改良積立金に積み
立て、2,184,377,737円を資本金に組み入れる。

平成30年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第1号報告

平成29年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、
平成29年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報
告する。

平成30年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第2号報告

平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成30年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

第3号報告

平成29年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

1 資金不足比率

会計名	数値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり

第4号報告

債権放棄報告の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第14条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月16日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

債権の名称	放棄事由	件数	金額
水道料金	条例第14条第1項第1号 (破産免責)	7件	12,438円
	条例第14条第1項第2号 (時効期間満了)	166件	333,512円
水道施設等破損に係る損害賠償金	条例第14条第1項第2号 (時効期間満了)	1件	6,659円
契約辞退に伴う違約金	条例第14条第1項第2号 (時効期間満了)	1件	585,060円
合計		175件	937,669円